

施工監理業務の改正案について

- 現在、建設工事に係る施工監理業務については、昨今の監理を行う技術者不足により、不成立が多数生じていることや、業務実績のある企業の皆様からの意見も踏まえて、今後は多様な働き方を可能とするための業務の実施方法に関する改正を検討中です。
- 具体的な改正内容は、これまでは業務人工を特記仕様書に記載し現場での業務を求めていましたが、今後は業務人工を特記仕様書に記載せず、必ずしも現場で業務を実施しなくとも、施工図、施工計画書及び書類などのチェックや遠隔臨場の推進なども含めて、現場又は自社等のどちらで業務を行うことができるようにするものです。

改正の方向性

- これまでの工事内容に応じた積み上げによる人工算出は取りやめ、今後は、建物新設の場合、告示8号の建物類の類型に応じた歩掛り（歩掛りの無い改修や土木の監理については、参考人工数を明示したうえで、現場での立会いによる業務を必ずしも求めない）により、技術者費用を算出することとし、特記仕様書に人工を記載せず、現場での業務実施又は自社等での業務は各受注者で計画できるものとする。
- また、遠隔臨場による施工監理の実施を推進する。

現状の特記仕様書記載内容（例）

- 担当技術者は、業務場所において本業務を履行する。
- ・担当技術者：技師C
 - ・期間：令和8年4月～令和10年3月まで
 - ・回数：巡回延べ200回

今後の特記仕様書記載内容（例）

- 担当技術者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用した方法で本業務を履行する。
- ・担当技術者：指定しない
 - ・期間：令和8年4月～令和10年3月まで
 - ・回数：指定しない
- ※改修や土木は、参考人工を記載

企業の皆様からの意見内容

- 技術者の人材不足が多くの企業で深刻化し、業務遂行が困難。
- 常駐監理の負担が大きく、長時間労働が問題となっている。遠隔監理の導入が遅れている点も課題。
- 現場作業のみを想定し、社内検討や資料作成、移動時間を含めていない。
- 業務の簡素化と役割明確化に加え、デジタル技術活用による監理業務の効率化が求められている。
- 用途区分や施設類型の定義が不明確で、適切な単価設定が困難。
- 技師Cを前提とした算定で、AやBランクの能力・責任が反映されていない。
- など同様の意見が多数。



よって、改正の方向性に関するゼネコン及びコンサルタント双方の御意見・現状の課題等をいただきたい。